

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 阿部 長夫

1 日 時

令和7年4月24日（木） 午後2時00分から
午後3時39分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

阿部長夫、中野哲朗、大友栄二、阿部英仁、若山雅敏、二ノ宮健治、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、木付親次、福崎智幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 小野克也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）令和7年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- （2）県計画等の策定・変更スケジュールについて及び盛土規制法の運用開始について、執行部から報告を受けた。
- （3）県内所管事務調査の行程を決定した。
- （4）県外所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子
政策調査課調査広報班 主事 瑞木彩乃

土木建築委員会次第

日時：令和7年4月24日（木） 14：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

14：00～16：00

- （1）令和7年度行政組織及び重点事業等について
- （2）諸般の報告
 - ①県計画等の策定・変更スケジュールについて
 - ②盛土規制法の運用開始について
- （3）その他

3 協議事項

16：00～16：10

- （1）県内所管事務調査について
- （2）県外所管事務調査について
- （3）その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

阿部（長）委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

説明に入る前に、初めての委員会なので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔阿部（長）委員長挨拶〕

阿部（長）委員長 では、委員の皆様のご自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

阿部（長）委員長 また、本日は委員外議員として太田議員、木付議員、福崎議員が出席されています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の利根主査です。（起立挨拶）

政策調査課の瑞木主事です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔小野土木建築部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

阿部（長）委員長 ここで、今任期中の土木建築委員会における委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められています。

本委員会の円滑な運営のため、委員から特に御異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、今後委員外議員の発言を許すか否かについては、私に御一任いただきます。

委員外議員の皆様をお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めるので、委員外議員の皆様にはあらかじめ御了解をお願いします。

それでは、令和7年度の行政組織及び重点事

業等について、執行部の説明を求めます。

小野土木建築部長 それでは、土木建築部の概要について総括的な説明をします。土木建築委員会資料の3ページを御覧ください。

1の組織ですが、令和7年度の本庁は12課3室、地方機関は12土木事務所と企業局との併任職員からなる芹川・北川ダム管理事務所を含め13事務所となっています。

次に、2の職員ですが、本庁及び地方機関で事務職員272名、技術職員501名、技能労務職員39名の合計812名となっています。

続いて、3の令和7年度の主な組織改正についてです。1点目は、盛土規制法に基づく盛土等の適正な管理の推進です。盛土規制運用開始に対応するため、盛土対策班を盛土対策第一班とし、盛土対策第二班を新設しています。盛土対策第一班は既存班の3名体制、盛土対策第二班は5名体制で対応します。

次の4ページを御覧ください。

2点目は、災害に強い強靱な県土づくりの推進と着実な災害復旧に係る体制整備です。安岐ダムの堤体の嵩上げ等による治水機能の向上を図る安岐ダム再生事業を推進するため、国東土木事務所に次長兼建設・保全課長（技術）とダム再生推進班を新設しています。ダム再生推進班は3名体制で対応します。

また、東京事務所付けとなりますが、一般財団法人ダム技術センターに安岐ダム再生事業推進のために職員を派遣しています。さらに、災害の頻発・激甚化、気象警報の発令増等による災害復旧や水防体制の強化として、国東土木事務所建設・保全課河港砂防班を1名増員しています。

3点目は、未来へつながる交通ネットワークの充実です。西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）に東九州道4車線化推進のため道路建設課付けで職員を派遣しています。

4点目は、デジタル社会の実現と先端技術への挑戦です。入札参加資格電子申請の共同受付

に対応するため、公共工事入札管理室入札管理班を1名増員しています。

続いて、土木建築部関係の当初予算について御説明します。次の5ページを御覧ください。

予算のポイントを御覧ください。土木建築部の主な取組について御説明します。

まず1点目、安心です。(1)災害対策・危機管理では、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川改修、河床掘削等の治水対策や砂防ダム、急傾斜地崩壊対策施設等の土砂災害対策に加え、優先啓開ルートや孤立集落発生のおそれがある道路法面の崩壊・落石対策を推進します。

大分臨海部コンビナートの護岸強化など海岸・河川施設の地震・津波対策や橋梁の耐震化等を推進するとともに、木造住宅など建築物の倒壊を防ぐための耐震化を促進します。また、橋梁やトンネルなどの社会インフラについて、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進します。

(2)こども・子育てでは、県営住宅における子育て世帯向け住宅の整備や市町村が実施する住宅改修補助への支援を通じて、子育てしやすい環境の整備を推進します。また、通学路合同点検を踏まえた安全・安心な通学路の整備を推進します。

次に、6ページを御覧ください。

2点目、未来創造です。(1)交通ネットワークでは、陸海一体となった広域交通網の強化を図るため、別府港におけるフェリーの大型化への対応や大分港大在西地区におけるRORO船ターミナル等の整備とともに、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路、中津日田道路など高規格道路の整備を推進します。また、都市部の渋滞解消や地域の暮らしと産業を支える道路整備を推進します。

次に、7ページを御覧ください。

令和7年度当初予算説明資料(土木建築部)です。土木建築部関係の当初予算について御説明します。

まず、1歳出予算の表、左端の区分欄、一般会計の中ほど、黄色で色付けしている計の欄を御覧ください。赤枠で囲っていますが、土木建

築部の当初予算額は1,009億921万4千円です。表の右端の欄は令和6年度当初予算額と比べた伸び率ですが、率にして2.3%の増となっています。

次に、水色で色付けしている内訳の欄を御覧ください。内訳欄の一番上、公共事業の当初予算額は694億9,867万7千円です。令和6年度当初予算額に比べ、率にして1.9%の増となっています。これは、昨年大雨により被災した日田市三郎丸橋の改良復旧や台風第10号の災害復旧に加え、道路防災や河川改修、急傾斜地崩壊対策など県土強靱化関連公共事業の増額が主な理由となります。

続いて、内訳欄の一番下、非公共事業の当初予算額は314億1,053万7千円です。令和6年度当初予算額に比べ、率にして3.0%の増となっています。これは、主に道路橋梁調査費における道路交通情勢調査委託に伴う事業費の増などによるものです。

次に、表の左端の区分欄、特別会計を御覧ください。まず1番目の大分県公債管理特別会計については、当初予算額として4億1,546万円、その下、臨海工業地帯建設事業特別会計については8億2,350万2千円、その下、港湾施設整備事業特別会計については51億1,611万3千円です。

最後に、下の表2繰越明許費を御覧ください。一般会計で727億2,262万5千円、港湾施設整備事業特別会計で15億7,300万円の限度額となっています。これは、年度をまたいだ適切な工期で発注するため、昨年度9月補正予算及び11月補正予算での承認をいただいたことに加え、用地交渉の難航など、やむを得ず令和7年度に繰り越す事業について2月補正予算で追加承認をいただいたものです。

なお、各所属の事業内容等については、引き続き課室長から説明します。

大谷土木建築企画課長 土木建築企画課関係について御説明します。資料の8ページを御覧ください。

まず1の組織ですが、当課は総務班、企画管理第一班、企画管理第二班、経理・厚生班及び

建設業指導班の５班で構成されており、部長、審議監を含め３３名の職員を配置しています。

続いて地方機関ですが、次の９ページから１２ページにかけて記載しているように、１２土木事務所に合わせて５５５名の職員を配置しています。

次に、１３ページを御覧ください。

３の重点事業について御説明します。（１）

（特）建設産業女性人材確保・活躍推進事業ですが、建設産業における女性人材の確保・定着や活躍を推進するため、高校生等への魅力発信を強化するとともに、女性が働き続けられる環境整備や人材育成に取り組み、県内建設産業の活性化やイメージアップを図ります。

中山公共工事入札管理室長 公共工事入札管理室関係について御説明します。資料の１４ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当室は入札管理班及び公共工事システム班の２班体制で構成されており、１０名の職員を配置しています。

次に、３の主要な取組ですが、入札契約制度における透明性・公正性・競争性の確保の観点から、一般競争入札の適切な運用や入札・契約に関する情報の公表に取り組んでいます。また、工事の品質確保を目的とした総合評価落札方式やダンピング受注防止対策として最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を運用しています。さらに行政事務の効率化の観点から公共工事の電子化及びシステムの運用及び改善に取り組んでいます。

次の１５ページを御覧ください。

大分県の公共工事入札制度の概要について御説明します。表の上段のダンピング受注防止対策については、予定価格が５千万円未満の工事には最低制限価格制度、５千万円以上の工事には低入札価格調査制度を適用しています。表の中段の落札者決定方式については、５千万円未満の工事には入札価格のみで落札者を決定する最低価格落札方式、５千万円以上の工事には応札者の技術力と入札価格の双方を評価し落札者を決定する総合評価落札方式を適用しています。

表の下段の契約締結方法については、４千万

円未満の工事には指名競争入札、４千万円以上の工事には一般競争入札を適用しています。

今後とも透明性・公正性・競争性及び工事の品質確保等に資するよう、入札・契約制度の適切な運用と改善に努めます。

秋月建設政策課長 建設政策課関係について御説明します。資料の１６ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は管理調整班、企画・アセットマネジメント推進班、建設技術情報班及び事業・環境評価対策班の４班で構成されており、１８名の職員を配置しています。

次の１７ページを御覧ください。

３の重点事業について御説明します。（１）建設産業ＤＸ加速化事業ですが、建設産業のさらなる生産性向上を図るため、ＩＣＴ建機等の導入に取り組む建設業者を支援するとともに、ＩＣＴ活用人材の育成等に取り組むものです。

（２）共生のまち整備事業ですが、高齢者や障がい者など全ての県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、県が設置又は管理する公共施設のバリアフリー化を実施するものです。

天野工事検査室長 工事検査室関係について御説明します。資料の１８ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当室は工事検査第一班及び工事検査第二班の２班体制で構成されており、８名の職員を配置しています。

２の分掌事務ですが、土木建築部及び農林水産部の工事検査を行っており、両部の検査の統合、一元化によって検査の充実、効率化に努めています。

３の主要な取組ですが、工事監督・検査業務に関する研修の充実に取り組めます。現在、工事完了時には、公共工事の品質確保・向上を目的として技術検査、指導に重点を置いて検査を行っていますが、今後、検査員・監督員の技術向上や成績評定における評価者のスキルアップを一層進めるため、業務経験に応じ、実例をいかしたきめ細かい研修に取り組めます。

平山用地対策課長 用地対策課関係について御説明します。資料の１９ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は用地指導班及び

収用管理班の２班で構成されており、８名の職員を配置しています。

次に、２の分掌事務ですが、公有地の拡大の推進に関する法律等の施行、土木事務所に属する用地買収、物件補償の指導調整や大分県土地開発公社の指導監督などの業務を行っています。

３の主要な取組ですが、事業進捗を図るために必要な事業用地の計画的取得に向け、各土木事務所への指導を行うとともに、用地担当職員の資質向上に向けた各種研修の充実を図ります。

石和道路建設課長 道路建設課関係について御説明します。資料の２０ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は管理班、企画調査班、国道班、県道班及び高速交通ネットワーク推進班の５班で構成されており、２１名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

３の重点事業について御説明します。（１）道路改良事業ですが、昨年度策定した部の長期計画であるおおいた土木未来（ときめき）プラン２０２４や道路の部門計画であるおおいたの道構想２０２４に基づき、県内外の拠点間を結ぶ幹線道路や地域の生活道路として重要な機能を有する国道・県道の整備を効果的・効率的に推進するもので、国道・県道合わせて５７か所で事業を進めています。

次のページを御覧ください。

大分県の高速交通体系についてです。平成２８年４月に縦軸である東九州自動車道の北九州－大分－宮崎間が全線開通しましたが、県内の暫定２車線区間の４車線化に向け、図中の赤線である宇佐インターチェンジ－院内インターチェンジ間、大分宮河内インターチェンジ－臼杵インターチェンジ間、臼杵インターチェンジ付近、津久見インターチェンジ－佐伯インターチェンジ間の一部の４区間、約２１キロメートルについて、ＮＥＸＣＯ西日本により事業が進められており、先月７日には宇佐インターチェンジ－院内インターチェンジ間の本線部分である約３．１キロメートルが４車線化されました。残る暫定２車線区間の早期事業化についても、引き続き国等に働きかけます。

横軸となる中津日田道路について図の左上、水色の路線ですが、三光本耶馬溪道路のうち残る青の洞門・羅漢寺インターチェンジ－本耶馬溪インターチェンジ間について、国により事業が進められています。また、日田山国道路では現在トンネル工事を行っており、耶馬溪山国道路もあわせて着実に事業進捗を図ります。

同じく横軸となる中九州横断道路について図の中央、水色の路線ですが、県内に残る未事業化区間である大分－犬飼間において、都市計画・環境アセスメントを進めるための調査が実施されており、早期事業化に向けて着実に前進しています。また、既に工事着手されている竹田阿蘇道路では竹田インターチェンジ－竹田西インターチェンジ間で工事が進められており、事業が本格化しています。今後も大分－犬飼間の事業化へ向けた手続のより一層の加速と竹田阿蘇道路の事業促進に向け、沿線自治体と連携して国に働きかけます。

北野道路保全課長 道路保全課関係について御説明します。資料の２３ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は道路管理班、防災・保全班及び施設改良班の３班で構成されており、１６名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

３の重点事業について御説明します。（１）交通安全事業ですが、学校・警察・教育委員会等の関係者と実施している通学路の合同点検によって抽出された危険箇所等において、歩道の整備や防護柵の設置等の対策を進め、通行空間の安全を確保するものです。

（２）道路施設補修事業ですが、高度経済成長期に建設された橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画に基づき、計画的に補修を進めるものです。また、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊等の致命的な損傷を未然に防止するため、耐震補強を計画的に実施するものです。

松尾河川課長 河川課関係について御説明します。資料の２５ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は管理・水資源対

策班、企画調査班、河川整備班、防災班及びダム・海岸班の5班で構成されており、24名の職員を配置しています。また、当課所管の地方機関として、芹川・北川ダム管理事務所を設置しています。

次のページを御覧ください。

3の重点事業について御説明します。(1)治水ダム建設事業ですが、豪雨や台風などによる洪水被害を未然に防止し、下流域の安全性を向上させるため、安岐ダムの再整備を実施するとともに、既存ダムの老朽化対策を進めるものです。

(2)広域河川改修事業ですが、河川の流下能力を向上させるため、近年の豪雨災害により被災した河川において、河道掘削や堤防嵩上げ等の河川改修を実施するものです。今年度は、令和2年7月豪雨により被災した日田市の玖珠川において、本格的な改修工事に向けた用地補償を進めるとともに、九重町の野上川では河道拡幅に伴うJR橋梁の工事等を進めます。

(3)緊急河床掘削事業ですが、河川周辺住民の安全を確保するため、浸水被害が発生した箇所等、背後地の資産状況など事前防災の観点も踏まえた河床掘削を実施し、河川の流下能力を改善させるものです。

山口港湾課長 港湾課関係について御説明します。資料の27ページを御覧ください。

まず1の組織ですが、当課は管理班、企画調査班、港湾整備班、防災・海岸班及び港湾振興班の5班で構成されており、20名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

3の重点事業、九州の東の玄関口としての拠点化について御説明します。本県が九州の東の玄関口として発展していくため、人の流れの拠点となる別府港ではフェリーの大型化への対応、にぎわいの創出、物の流れの拠点となる大分港大在西地区では新たなRORO船ターミナルの整備など、港湾の機能強化に取り組んでいます。

大分港大在西地区では、国直轄事業により令和2年度から岸壁等の整備を、また県では令和4年度から岸壁背後の埠頭用地や臨港道路の整

備をそれぞれ進めており、来月下旬には1バース目が供用開始する見込みとなりました。今後も国と県がしっかり連携し整備を進めていきます。あわせて、別府港石垣地区の再編や臼杵港の新しいフェリーターミナルの整備等も進めており、人流、物流の拠点としての港湾機能の強化を進めます。

四嶋砂防課長 砂防課関係について御説明します。資料の29ページを御覧ください。

まず1の組織ですが、当課は管理班、企画・土砂災害対策班及び砂防施設整備班の3班で構成されており、14名の職員を配置しています。

次に、3の重点事業について御説明します。

(1)通常砂防事業・火山砂防事業ですが、土砂災害から住民の命と暮らしを守るため、土石流等のおそれのある溪流において、砂防堰堤などの整備を実施するものです。

(2)急傾斜地崩壊対策事業ですが、がけ崩れ等から住民の命と暮らしを守るため、急傾斜地の擁壁工や法面対策工を実施するものです。

(3)土砂災害情報周知啓発推進事業ですが、砂防指定地等の公表のほか、土砂災害の危険性等を発信する県民向けの啓発及び市町村へのハザードマップ作成補助を行うものです。

高野都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係について御説明します。資料の30ページを御覧ください。

まず1の組織ですが、当課は今年度5月からの盛土規制区域の運用に伴い、盛土対策班を盛土対策第一班及び盛土対策第二班に体制を強化し、管理・土地利用班、都市計画班、街路・区画整理班及び景観・まちづくり班と合わせ6班、計31名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

3の重点事業について御説明します。街路改良事業ですが、豊かで活力ある街づくりや安全で安心できる市街地形成のため、街路整備を推進するものです。その中でも、都市計画道路庄の原佐野線は、大分市中心部における交通渋滞の緩和やインターチェンジアクセスの向上、さらには津波災害等の大規模災害時における緊急輸送路の確保など、大分県の発展と大規模災害

時の対策に欠かせない重要な街路改良事業です。

今年度は下郡工区の橋梁上部工工事を進めるとともに、下郡・明野工区の橋梁下部工工事などを行い、事業の進捗を図ります。

岡本公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係について御説明します。資料の３２ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は都市公園管理班、都市公園整備班及び生活排水・下水道班の３班で構成されており、１５名の職員を配置しています。

次に、３の重点事業について御説明します。

（１）県営都市公園長寿命化等対策事業ですが、大分スポーツ公園ほか３公園において、施設の安全性確保や延命化を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新などを行うものです。加えて、生活行動の変化により利用者ニーズが高まった広場や屋外施設の安心・安全対策として、高尾山自然公園等において、子どもや障がいのある方など誰もが快適に利用できる施設となるよう、周辺園路の整備等を実施します。

（２）生活排水処理施設整備推進事業ですが、きれいな水環境を創造し次世代に引き継ぐため、生活排水処理施設の整備等を実施する市町に対し助成するものです。今年度も引き続き、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対する補助など、生活排水処理対策を推進します。

伊東建築住宅課長 建築住宅課関係について御説明します。資料の３３ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は管理・ニュータウン班、企画調査班及び指導審査班の３班で構成されており、１３名の職員を配置しています。

次のページを御覧ください。

３の重点事業について御説明します。（１）住宅耐震化総合支援事業ですが、住宅の耐震化等を促進するため、耐震アドバイザーを無償で派遣するとともに、耐震診断や改修等に係る経費を支援する市町村に対し、助成するものです。今年度からは改修費用の補助限度額及び補助率を引き上げるとともに、低コストで耐震改修が可能な工法の普及を図ります。

（２）子育て・高齢者世帯住環境整備事業ですが、子育て世帯の住環境の向上や高齢者の暮らしの安心確保のため、住宅改修に係る経費を支援する市町村に対し助成するものです。

昨年度からは、子育て支援型の補助限度額の引上げや子どもが３人以上の世帯への補助額の上乗せ、三世帯同居支援型の補助要件の緩和を実施しています。

長谷部公営住宅室長 公営住宅室関係について御説明します。資料の３５ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当室は住宅整備班及び住宅管理班の２班で構成されており、８名の職員を配置しています。

次に、３の重点事業について御説明します。

（１）県営住宅等管理対策事業ですが、管理代行者への委託や計画的修繕等により県営住宅等８，５３４戸の管理を実施するものです。

（２）県営住宅建設事業ですが、令和２年度に策定した大分県公営住宅マスタープラン２０２０に基づき、将来を見据えた適正な住戸数の確保や長期的に安定した良質な住まいを提供するため、県営住宅の建て替え及び解体を実施するものです。特に、築５０年以上を経過した明野住宅は、老朽化が著しく設備水準も低いため、令和１１年度の事業完了に向けて建て替えを推進するものです。

（３）既設県営住宅改善事業ですが、令和３年度に改訂した大分県公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存の県営住宅を有効利用し、子育て世帯向けの住戸改善、福祉対応の高齢者向け住戸改善、建物の安全性確保や長寿命化に向けた外壁等の計画的な改修を行うものです。

後藤施設整備課長 施設整備課関係について御説明します。資料の３６ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課は企画調査班、技術管理班及び保全計画班の３班で構成されており、１３名の職員を配置しています。

次に、３の重点事業について御説明します。

（１）県有建築物防災対策推進事業ですが、地震時の天井脱落を防止するため、高さが６メートルを超え、かつ天井面積が２００平方メートル

ルを超える県有施設の防災対策を実施するものです。今年度も引き続き、別府国際コンベンションセンターの耐震化工事を進めます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

二ノ宮委員 24ページの交通安全事業です。学校・警察・教育委員会等の関係者と実施している通学路の合同点検とあるが、土木建築部がするのか。僕は、教育委員会とかが中心になっているのかなと思っていたんです。そして、それによって抽出された危険箇所は、例えば一覧表をもらえるのか。

まだ何ぼでもあるんですけれども、取りあえず。

北野道路保全課長 こちらに書いている分は、土木建築部で対応する予算の関係で、学校・警察・教育委員会の関係者と毎年1回通学路の点検をやっており、そのうち土木建築部で所管する事業の分、例えばカラー舗装をしたり、歩道の拡幅をしたりする部分で書いています。

ちょっと今手元にはないんですけど、表が準備できるので、また後日、提供したいと思います。

二ノ宮委員 県道とか市道とかは関係ないんですか。一緒に通学路という単位でやっているんですか。

北野道路保全課長 通学路の点検という意味では、県道、市道関係なくやっています。その中で、我々土木建築部としては、県管理道路の整備をしています。

二ノ宮委員 次に、26ページで河道掘削と河床掘削という使い分けをされていて、これは大ききかなと思ったんですけど、河床掘削を早くやってくれば相当な災害が防げるのにと、いつも感じるんです。今どっちかというと、災害の起きた河川の河床掘削に追われていて、災害が起きる前にやる河床掘削はすごく遅れている気がしています。要望しても、なかなか予算がないと。

だから、もちろん災害が起こったところからやっていくのは分かるんですけど、もう少し災

害以前にやれば災害も起きんと思うんです。そこはどうなっているか、ちょっと教えてください。

松尾河川課長 事前防災の観点から、災害が起こってなくても河床掘削をやれるところがあるのではないのかという御質疑かと思います。お陰様でと言うとおかしいんですが、従前に比べて河床掘削の予算の配分を近年かなり増額しており、我々も御要望がある河床掘削はできるだけ対応するようにしています。

優先順位的には、どうしても浸水被害があったところは再び浸水被害のないように最優先で取組をしています。予防保全の観点で、やはり浸水被害が起きれば、被害が甚大になるおそれがある箇所や河床堆積の状況が著しい箇所については、河床掘削を行うように順次取組を進めています。

今年度予算だと、今27河川で河床掘削をする予定ですが、そのうちの17河川は過去に浸水被害のない河川での河床掘削です。我々としても、そういう総合的な視点から必要性の高い河床掘削については、順次取り組んでいきたいと思っています。（「はい、よろしくお願いします」と言う者あり）

阿部（英）委員 大分県的高速交通体系図に豊後伊予連絡道路と点線で引いているけど、これは前からこういう図面のときに、この点線があったのか。実現するかどうかは別にしても、ずっと前から常に線を引いてきたかどうか。何か佐藤知事になってから、急に引き出したのかなという勘ぐりをしているわけですけど、これが1点。

それと、中九州横断自動車道の大分一犬飼間は本当に我々、いろんな意味で期待をされていて、関心が非常に高いんですよ。環境アセスメントの件にしても、直轄で国がやっているから分かりませんではなく、一刻も早く終わらせて次の段階に進むように県から要望してほしいと、再三再四言っているわけです。これはできるかできんか分かりませんよ。既定があって、その中でやらなきゃならんのか分かりませんが、やっぱり県が意欲を見せていかなきゃいかんと思

うんですよね。せっかくこういう図があるので、今回できるのか、できないならいつなのか、もう少し詳しく進捗状況を説明してほしいなど。我が会派だけじゃなくて全員がこの中九州横断道路は期待している。

それともう一つは、それに関連して、港湾整備も大いなる意味を含んでやっているわけですが、宮河内一大在間の関連道路はどういう計画をしているのか。今、途中まで行っているやつをずっと延ばしていくのか。新たに私は自動車専用道路をつくるべきじゃないかと。それによって、熊本県と直結する効率がどっと上がってくるので、そういうところもお願いしている。この部分についてももう少し詳しく進捗状況をお伺いしたい。

それともう一つは、高速交通体系図であわせて聞きたいんですけど、向こうの有料区間——私は速見インターチェンジから国道10号ぐらいいまでだと思っているんだけど、速見インターチェンジまでかな。それはそれとして、私どもはよく空港道路の4車線化を早くやってくれとお願いしている。部分的な4車線はやっているんですが、橋梁とか難しい部分は残しています。それと同時に空港側の取付け部分は、まだまだ拡張余地があると思うんですよね。桜の木は絶対残すんだと言えば別ですけど、あそこもやはり広げられるのであれば広げていくべきじゃないかと思うんです。杵築市の橋梁は非常にお金がかかるのでと言われりゃそこまでかもしれませんが、できる箇所はまだまだあると思うんですよ。

そうしたときに、やはり日出インターチェンジからの間がそのままになっているのは、将来どう展開をしていくのかなと非常に関心が高いです。今日じゃなくても結構ですから、この点ももう少し詳しく教えてほしいと思うので、よろしくお願いします。

石和道路建設課長 御指摘のところ、分かる範囲でまず御説明します。

最初の高速交通体系図にある豊後伊予連絡道路は、もともとある県の広域道路網計画にも入っていて、それと整合化されており、新たに

てきたものではありません。

それから、2点目の中九州横断道路の大分—犬飼間に関しては、しっかりと今後また御説明したいと思います。中九州横断道路でいうと、これまで各沿線でリレーシンポジウムをやっており、今年はまた熊本県と連携して何かやりたいなと思っているので、その辺を詰めた段階で皆様に御説明します。今後、要望活動を含めて県としてしっかりと取り組んでいくことをまた御説明したいと思います。

また、空港道路の4車線化、速見インターチェンジから国道10号区間は確かに直轄部分もあります。堀交差点の先、日出町から入ってくる部分に関しては、県が管理する国道部分と国の直轄部分があり、国の直轄部分は確かに2車線です。県の4車線化については、定時性が悪かったところを過去に4車線化していて、今後どうするのかを現在本当に悩んでいて、土木建築部で勉強中です。それを踏まえて、進捗とこれからどうするかを御説明する機会があればと思っています。

阿部（英）委員 豊後伊予連絡道路は今、東九州新幹線か豊予海峡ルートかという議論の中で、この豊後伊予連絡道路が急にぼんと出てきた。まあ、前からあるんでしょうけど、あるにしては余り出てこなかったんだよね。ところが、ここに来て豊後伊予連絡道路が随分出てきたような感がある。

あと中九州横断道路は、さきほど言った竹田市荻町から熊本県の部分はそれぞれ沿線でやっているでしょう。特に、熊本県阿蘇市一の宮に下りたら、急ピッチでやってる感じがするんですよ。その割に、大分県は何か急ピッチでやっている感じが余り見えない。整備路線に格上げになったとはいえ、まだまだ動きが見えない状況です。

また、さきほどの空港道路についても、今ホーバーがどうだということとは別に、やはり空港に直結する陸上交通は大事です。そういう意味合いで私はずっと見ていて、この2点は改めて個人的に伺うので、もう少し突っ込んで教えてください。今日は結構ですから、よろしくお

願います。

大友委員 2点ありますが、1点目は今、阿部英仁委員から話のあった豊後伊予連絡道路についてです。石和道路建設課長から説明があったとおり、もともとあった県の計画ということですけれども、こういう資料を示すときに、そういう注釈というか注意書きでしっかり説明した方がいいんじゃないかなと思うんです。こういう資料が出ると、我々議員もそうですが、仮に一般県民に示したら、豊予海峡ルートで道路ができるようになったのかなと勘違いされると思うので、一つの意見として。

2点目ですが、23ページの道路保全課の分掌事務の(1)に、道路及びその附属物の管理に関することとあります。トラック協会をはじめとする運送業者の方から、道路の案内標識、特に地点案内、信号に付いている地域名が消えている箇所が多いので改善をしてくれないかという要望があります。そこで話をしたところ、所管が警察本部ということで、昨年度、警察本部に対応していただきました。私もいろいろ調べた中で、どういう経緯で警察本部がやっているかを理解しているつもりなんですけれども、案内標識、特に地点案内は道路管理者が行うものじゃないかなと感じています。

ラグビーワールドカップのおもてなしの関係で、警察本部が担当することになった経緯はあると思うんですけれども、規制標識とか指示標識に関しては警察本部だとしても、今後これを道路管理者でやるのか、このまま警察本部がやり続けていくのか。その辺をどう考えていくのか、ちょっとお聞かせください。

北野道路保全課長 2点目の信号機の地点表示板についてお答えします。

大友委員におかれては、今年の文教警察委員会でも質疑をされているので、よく御存知だと思うんですけれども、昨年3月の予算特別委員会で警察本部の答弁がありました。現状で老朽化した信号に付いている地区名、地名板は144枚あり、警察本部は今年度からその分を順次回収すると伺っています。

今後の維持管理については、道路法上の案内

標識としての役割が高いことは土木建築部としても認識しており、道路管理者として引受けを現在検討しています。現場のメンテナンスについては、県警本部が信号機を年2回メンテナンスしていることもあり、こういった形で具体的に維持管理を進めるかという課題はありますけれども、今年度から移管について具体的な協議をしたいと考えています。

大友委員 今後、協議をして決めるということですけど、国の管理道路の表示板は、恐らく国土交通省の地方整備局がやるんじゃないかなと思うんですね。なので、県においてもやっぱり道路管理者がやっていくべきなのかなと思っています。その方が分かりやすいし、警察本部はなかなか予算もなく動きが重たいところがあるので、是非道路管理者でやる協議をしていただきたいと要望して終わります。

若山委員 21ページのおおいた土木未来プラン2024やおおいたの道構想2024ですが、おおいたの道構想2024で、生活の安全・安心を高める道路整備や元気で快適に暮らせる地域づくりを支える道路整備が書かれています。さきほどから出ている都市や各県をつなぐ広域道路を今から整備していくのは当然のことだと思うんですけど、逆に高度成長期に拡幅工事の計画が上がっていた県道のうち、そのまま計画が潰えて、狭くて離合ができない県道もそれぞれの周辺部に散在していると思います。

その部分で、当時よりも道路利用者数は減っていると正直思いますけど、重要度は上がっていると思います。特に周辺部は過疎化が進んで、昔だったら集落に商店があって、その集落の中で生活ができていたのが、商店がなくなり生活圏が広がって、市道だけでは足りなくて県道イコール生活道路となっています。

是非ともそういった部分を鑑みてほしい。県道に対する地域要望がかなり多いんです。いろいろとやってくれているのも十分存じていますけど、予算の関係で動けない分があれば予算獲得に動いていただいて、是非そういった道路についても今後、ある程度の離合場所を設けるなどの対応を取りながら、生活者の意見反映をお

願いたいと思います。これもまた要望です。
佐藤委員 河川の関係です。国東半島では、昨年の台風第10号で農業関係等の被害と小河川の災害がかなり多かったです。高田土木事務所の河川災害関係については年度末でほぼ発注を終えて大方受注したと聞いています。これは、県下全域でそういう状況なのかが一つ。

それと多分、特に国東半島に多かったんですけど、河川と農業関係両方で井堰が壊れた部分もあって、豊後高田市では井堰から乗り上げた形で堰堤が全部壊れてしまった箇所もありました。その応急処置を豊後高田土木事務所でやっていただいて、その後、農業災害で本工事をやることになったんです。こういう多分どっちもどっちという事例が結構あると思うんですが、全て処理できているのか。また、以降はあんまり大雨が降っていないので大丈夫だと思うんですけど、例えば農業災害でも間に合わんときには土木建築部がやるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

松尾河川課長 ありがとうございます。

昨年は台風第10号でかなり大きな被害が発生しました。その発注の状況ですが、豊後高田土木事務所は一生懸命頑張って、件数的には100%の発注が終わっています。これを全県下的に見ると、昨年度全部で417件災害が発生をしたんですけれども、その約84%か3%を昨年度末で発注しています。

土木事務所別に少しひもといてみると、被害が大きかった国東土木事務所、杵築市で被害が大きかった別府土木事務所の二つ以外は、全て100%工事の発注をしています。残る十数%ですけれども、これも鋭意また発注の準備をしていきたいと思っています。

それから、農業災害と河川災害の区分けという役割分担だと思います。河川の災害には、佐藤委員がおっしゃったように、堰とか水路とか、農業施設と機能や効用を兼ねている施設がいっぱいあるので、そういう施設が災害を受けた場合には、国の災害査定を受ける前に管理者同士で調整をします。これは、河川災害で復旧を行うのか農業災害の復旧を行うのかです。こ

れを二重採択防止というんですけれども、その手続を踏んで災害査定を受けて、査定を受けた管理者が、その後復旧工事までやる流れです。堰は今、農林災害で復旧をするので、途中で土木建築部が代わって河川災害として復旧することはありません。

小野土木建築部長 さきほど大友委員から御意見をいただいた豊後伊予連絡道路の表記の仕方についてです。大友委員がおっしゃるように、一般県民が見るときなど、実際に計画があり実施しているものと誤解が生じるのではないかという御意見でしたので、形は今から工夫をしたいと思います。注釈を付けるのか、どうするのかはありますが、誤解が生じないようにしっかりと検討したいと思います。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 それじゃ、私から1点いいですか。

空港道路の件で、ちょっと確認とお願いです。まず、さきほど答弁いただいた国の直轄は、速見インターチェンジから日出インターチェンジまででいいですか。

石和道路建設課長 日出インターチェンジの先に行って、国道213号から上がってくるところまでです。

阿部（長）委員長 あそこまでね、分かりました。

この空港道路完全4車線化は、我々要望していきたいんですが、なかなか時間がかかる。ただ、国直轄で道路管理者はNEXCO西日本だと思ってくれる、宇佐は料金所まで4車線化をやりましたよね。ああいう形で、速見インターチェンジから日出ジャンクションまで延ばしてもらいたいという要望を県からもNEXCOにしてもらいたいと思います。

この完全4車線化がなかなか予算の関係で難しいなら、ワイヤーロープの中央分離ですね。NEXCOの速見インターチェンジから日出インターチェンジまでの片側1車線のところはセンターにワイヤーロープをしている。NEXCOはだいたいやっています。私も一般質問で言い

ましたけど、交通死亡事故があった安岐川の方で若干短くやっているけれども、死亡事故があった場所はまだ何箇所もあるわけですね。ですから、対面のところは死亡事故が起きないとも限らないので、このワイヤーロープの中央分離について、当面の間どう考えているのか。完全4車線化するまでに延ばす予定があるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

北野道路保全課長 空港道路のワイヤーロープによる簡易分離については、昨年度まで試験的に実施しています。ワイヤーロープによる簡易分離は復旧までに時間がかかり、全面通行止め時間とかが長くなるのではないかと我々危惧していました。けれども、試験的な箇所で事故があった際の復旧回復が、思ったよりも短時間でできていると今確認しています。

そういったこともあるので、今年度も死亡事故のあった一部ではありますが、また新たに設置をして、状況を見たいと考えています。

阿部（長）委員長 完全4車線化をしてもらうのは本当にお願ひなんですけど、できなければその間だけでも暫定的に中央分離をやるのは安全対策で必要だと思うので、是非お願いします。

石和道路建設課長 さきほどの完全4車線化じゃなくて、インターチェンジから県管理の箇所の場所が少し違いました。日出インターチェンジまではNEXCOの管理で、日出インターチェンジから先が国道213号の県管理です。

阿部（長）委員長 やっぱりあれは県ですね。分かりました。ということは、速見インターチェンジから日出インターチェンジまでが国ですね。（「国です」と言う者あり）

それでは、委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で令和7年度行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

北野道路保全課長 今年度、土木建築部におい

て策定・変更を予定している計画等のうち、道路保全課が所管する計画について御説明します。

資料の37ページを御覧ください。

表の1番目、長寿命化計画について御説明します。これらは、橋梁トンネル道路附属物舗装道路法面・土工構造物の五つの道路施設に関する長寿命化計画です。いずれの計画も平成27年度から平成28年度にかけ策定しましたが、この度、策定から10年が経過することから、令和7年度から令和16年度の10年間を計画期間とした新たな計画を策定するものです。

計画の概要としては、道路施設の老朽化対策として点検や修繕等の維持管理を効率的に行うため、施設の劣化や損傷の状態のほか、利用状況や重要性等を踏まえ、対策の優先順位を明確にし、損傷が顕在化する前に計画的に対策を進めるための方針を示すものです。

なお、計画の妥当性を担保するため、学識経験者などで構成する大分県長寿命化検討委員会に御助言をいただきながら、本計画の見直しを進めます。また、本計画の公表は7月を予定しており、令和7年第2回定例会の常任委員会で報告した後、公表します。

伊東建築住宅課長 続いて、建築住宅課が所管する計画について御説明します。同じページ、表の2番目、大分県賃貸住宅供給促進計画について御説明します。

本計画は、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進を目的とした住宅セーフティネット法に基づく計画です。本計画では、賃貸住宅の供給目標や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に関する施策を掲げており、これまで取組を進めてきました。

令和元年度に定めた現在の計画が今年度末に期間満了を迎えるにあたり、この度、これまでの実績や時代の変化により生じた新たな課題などを踏まえ、見直しを行うものです。

表の3番目、大分県耐震改修促進計画について御説明します。本計画は、建築物の地震に対する安全性を確保することを目的とした耐震改修促進法に基づく計画です。

本計画では、住宅や不特定多数の方が利用す

る大規模建築物について、耐震化率の目標や目標実現のための各種施策等を掲げており、これまで取組を進めてきました。平成29年度に定めた現在の計画が今年度末で期間満了を迎えるにあたり、この度、これまでの実績などを踏まえ、見直しを行うものです。

なお、御説明した二つの計画について、妥当性を担保するため、学識経験者等で構成する委員会をそれぞれ設置し、素案作成段階で御意見をいただく予定です。また、公表は来年3月を予定しており、令和8年第1回定例会の常任委員会で報告した後、公表します。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

高野都市・まちづくり推進課長 続いて、盛土規制法の運用開始について御説明します。

資料の38ページを御覧ください。

まず、左上の1盛土規制法の概要です。令和3年に静岡県熱海市で発生した土石流による甚大な被害を受けて、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に、宅地造成等規制法を抜本的に改正して、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法として令和5年5月に施行されました。

この法律に基づき、新たな規制区域を指定し、盛土等を都道府県知事等の許可の対象とします。さらに、許可基準に基づく施工状況の定期報告や中間検査、完了検査を実施します。

また、盛土等に対する責任の所在が明確化され、土地所有者だけでなく、盛土等が危険な状態になる原因となった行為者にも責務が発生し、不法・危険盛土等に対して是正命令等を実施します。

次に、その下2県の取組です。昨年度までに、規制区域や法に基づく取組を検討してきました。

県内の規制区域は、独自に指定する大分市を含め、来月1日に指定し、運用を開始します。下に規制区域（案）を示しており、赤色が宅地造成等工事規制区域、緑色が特定盛土等規制区域です。国の実施要領に基づいて検討した結果、県内全域が規制区域となります。

運用開始にあたり、当課の盛土対策班を盛土対策第一班及び盛土対策第二班に体制を強化し、当課において新規盛土の許可・検査、盛土の監視・現地調査、不法・危険盛土の対応を実施します。

次に、右側の3令和7年度以降の取組です。

①新規盛土の許可・検査では、一定規模を超える盛土等の工事を行う事業者から、許可申請が提出されるので、申請書類を審査し、許可証を交付します。また、施工状況の定期報告の受付や現地検査を実施します。

次に、②盛土の監視・現地調査では、衛星画像とAIを活用した不法盛土等の監視や既存盛土等の現地調査を行います。現地調査は、面積3千平方メートル以上の盛土、約2,500か所を優先的に調査着手しており、今後も継続して監視や調査を実施します。

これらの許可申請や現地調査で得られた盛土等の情報は、盛土システムに蓄積し、GISを活用して一元的に管理し、法律に基づき広く県民に公表します。監視や調査により、違法性や危険性のある盛土等を確知した場合は、③不法・危険盛土の対応となります。関係部局や市町村と連携して対応し、土地所有者や原因行為者に行政指導や行政処分を行います。場合によっては、刑事告発となります。

今後も国の情報や他県の事例も参考にしながら、法律に基づく取組を着実に進めます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別にないので、以上で諸般

の報告を終わります。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別にないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆さんは、この後協議があるのでお残りください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

阿部（長）委員長 これより、内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてです。前回の委員会で示した行程表に対して、若干の変更があるので、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

阿部（長）委員長 事務局に説明させましたが、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 それではこの案で決定します。欠席や別行動となる場合は、その都度早めに事務局に連絡してください。

今後、細部について変更があった場合は、委員長に御一任願います。

次に、県外所管事務調査についてです。日程等について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

阿部（長）委員長 事務局に説明させましたが、皆様の御意見を伺います。

〔委員協議〕

阿部（長）委員長 それでは、県外所管事務調査については、8月24日から8月26日の日程で3日間実施することとし、ただいま御検討いただいた趣旨に沿って事務局に実施案を作成させ、次回の第2回定例会の委員会で正式決定したいと思います。

次に、その他ですが事務局から委員の皆様に連絡事項があるので説明させます。

〔事務局説明〕

阿部（長）委員長 事務局に説明させましたが、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 それでは、事務局の説明のとおりとします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別にないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

お疲れ様でした。